

Title	「大學在郊」考
Sub Title	A study of 'Daxue Zai Jiao 大學在郊' (the great college is in the Suburbs)
Author	木下, 佳恵(Kinoshita, Yoshie)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.2/3 (2002. 6) ,p.93(229)- 117(253)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20020600-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「大學在郊」考

木下佳恵

はじめに

古代中国における「大學」とはどのような存在だったのだろうか。文献史料に教育機関の意味で「大學」の語が登場するのは『礼記』からである。『礼記』には「大學」及び「學」についての記述が数多く見られるが、そこに見える「大學」像と、今我々が教育機関に持つイメージとの間には大きな隔りがある。

従来は、前漢武帝期に董仲舒の提言で、五経博士が設置され、官吏養成機関としての「太學」の下に、儒家思想が正統化され、儒教が完成、国の庇護を受けたとされてきたが、近年の学説では、少なくとも儒教が体制化されたと評価できる時期は、武帝の三代後の元帝の時期、または王莽の「新」の時期に求められている。⁽¹⁾「大學」

が儒家思想に基づき本格的に制度化された時期については、漢代を遡ることは出来ないが、漢代以前に「大學」にあたる教育機関が存在しなかったわけではない。いくつもの先秦文献及び西周金文が古代中国における教育機関の存在を伝えている。儒家により制度化される以前の教育機関とはどのような施設だったのか。これを明らかにすることは儒家によって粉飾される以前の古代中国を再現する作業として重要な意味をもっている。

本稿が主に依拠する『礼記』は、古代の世俗儀礼を集め説明した古代の礼書とされているが、それは勿論、ありのままに古代の礼を伝えているのではなく、飽くまでも古典主義の立場から見た古代に儒家の理想を投影しているものにすぎない。その点で史実として扱えない面はあるが、古の世俗儀礼に儒家的な脚色を施し、倫理的徳

目を付加している部分も多く、儀礼そのものには古代の習俗が伝えていることも少なくない。仮に『礼記』の内容が史実ではなく、当時の理想の投影にすぎないとしても、この時代にこのような記述がなされた背景を考えることは、古代社会の実態解明の一助になると思われる。また、『礼記』の記述には同じ篇中でも一貫性に欠け、齟齬が多々あるが、それはむしろ後世に儒家によって理路が整えられた記述がなされる前のあり方を示しており、それはより古代社会の実態を反映するものであるとの考え方もできよう。

そこで本稿では『礼記』において、唯一その設置場所を記す「大學在郊」の記事を手懸かりに、主として習俗的側面から古代中国の教育機関の在り方を考察していく。

一・「大學在郊」について

『礼記』王制篇に次のような記述がある。

天子之に教うることを命じて、然る後に學を為る。

小學は公宮の南の左に在り、大學は郊に在り。天子には辟雍と曰い、諸侯には頓宮と曰う。

鄭玄注によると「學は士を学ばす所以の宮なり。尚書伝に曰く、百里の国は、二十里の郊。七十里の国は、九里の郊。五十里の国は、三里の郊と。此の小學・大學は殷の制なり」とあり、「學」の教育対象が庶民ではなく、「士」であり、公宮の南左に小學、「郊」に大學が設置されていたと解釈できる。

『礼記』における大學とは「古代の理想的な時代における、為政者を養成する学校コースの最高学府」であり、当然これをそのまま漢代、あるいはここで理想とされている周代の学校制度として解釈するには問題がある。しかし、この内容が史実であろうと、理想形の提示であるうと、次のような疑問が生じてくる。「なぜ、大學は郊に置かれたのであろうか。」

『礼記』王制篇は一説に漢の文帝が博士諸生をして作らせた篇⁽³⁾であり、理想的な王道治下における天子の制度の青写真⁽⁴⁾と言われる。同篇や『礼記』の他篇にも「大學」及び「學」に関する記述は数多く見られるが、大學の設置場所について触れているのはこの箇所のみである。他の記載にはむしろ大學が置かれた場所は「国」内であったと解釈する方が自然なものが多く、郊と教育機関の関係としては、郊はむしろ教えに従わないものを放逐

する場との記載もあるくらいである。

天子の命によって作られ、官吏養成を目的とする教育機関であれば、政治の場である国都内に置かれてしかるべきである。よしんば当時の理想を描いたものであるにしても、それならば、なおさら「郊」に置かれる積極的な理由が見出せない。また、この記事は『礼記』の同篇及び他篇の記載とも矛盾する。以上の点から「大學在郊」は儒家の理想の投影としては読み解けない要素を内包していると考えられる。それゆえに礼制化される以前の教育機関の在り方を考察する上で、この記述は看過できない大きな手懸かりとなるのである。

この疑問を解決すべく、本稿ではその設置場所である「郊」という場の性質を明らかにした上で、大學あるいはそれに相当する教育機関の位置付けやその性格の解明を試みる。以下逐次紹介していくが、「郊」と「大學」とに関しては各々個別にはいくつもの先行研究がある。しかし、「大學在郊」を主題とした研究は数も少なく、「なぜ大學が郊に置かれたのか」との疑問を解決することには、まだ研究の余地があると考ええる。

二．「郊」について

i 外部性

中国の伝統的な都市プランは城郭都市である。⁽⁵⁾『説文解字』に「国を距ること百里を郊と為す」とあり、城郭に囲まれた都市の外側を郊と認識している。『左伝』昭公九年に、周の甘の人が晋の閻嘉と閻の耕地について争った際、晋が戎の人を率いて周の潁邑を伐った。それを周王が詹桓伯に命じて晋に訴える言葉の中に次のような一節がある。

故に允姓の姦は、瓜州に居りしも、伯父恵公、秦より歸りて、誘いて以て来たり、我が諸姫に偪り、我が郊甸に入らしむ。

ここの「郊甸」に「邑外を郊となし、郊外を甸となす。戎周の郊甸の地を取るを言う。」と杜注がついており、郊が「我が郊甸」と「国」の範囲として意識されていないながらも、国都の外側であることが理解できる。「瓜州」という遙か遠い土地にいた戎が晋の恵公に連れられ、都

に近い「郊甸」にまで入ってきたというのは、周王室にとつては「入ってきた」というに他ならず、王室権威の低下とともに危惧すべきことであつた。

また『国語』周語に収められた一文「国に郊牧有り」には「国外を郊と曰う。牧は放牧の地なり」と韋昭注がついている。同じく『国語』呉語には、

又郊に之を敗り、三たび戦いて三たび北げ、乃ち呉に至る、越師遂に呉国に入りて、王台を囲む。

とあり、呉が敗走し都まで退却する過程に郊での戦いが位置づけられている。そこでもまた呉は敗れ、とうとう越軍は呉の都に入城するのであるが、やはり郊は「国」の外側として描かれている。ここの「郊とは、郭外なり。」という韋昭注と、周語の注「国外を郊と曰う」をあわせて考えると、郊とは郭（外城）に囲まれた「国」の外側の地であると解釈できる。これは、増淵龍夫氏の描く「国」の枠組みと対応する。増淵氏は、諸侯（公）の宮殿や宗廟その他の「国」の中樞をなす地域が城（内城）でかこまれ、その城の外の相当の広がりをもった地域に一般の人々の聚居するところや田地があり、それが

さらに郭（外城）によってかこまれていた、そして当時「国」というのは、内城を含めて郭（外城）で囲まれた地を指すと述べている。⁽⁶⁾

春秋時代までの国家形態は、戦国時代以降の領域国家とは異なり、国家の主要構成要素が邑であり、その邑のうち諸侯の住む邑が「国」と呼ばれていた。しかし、文献上ではその「国」の範囲が城内・郭内・郭外の郊の内と錯綜しており、ここからその指し示す範囲を確定することは不可能である。⁽⁷⁾ 前述の増淵氏の説をはじめ、郭は含めず城内のみを「国」とする谷口満氏や、堀敏一氏の「国都城壁外の郊までが国都の範囲。」と郊までを含めた見解等、多くの先行研究があるが、いまだ定説には至ってはいない。

このような「ハード」としての都市形態ではなく、現実にそこに住んでいた人々の意識が捉えた空間構造を研究した齋藤道子氏の説は、「郊」の性質を考えるうえで示唆に富んでいる。齋藤氏は『左伝』の記述を中心に研究を行い、⁽¹⁰⁾ 宗廟や社の霊威の及ぶ範囲が「国」として意識される範囲で、その広さは国都城外の「竟」までの郊であり、その距離は城壁まで一日で行ける程度、すなわちおよそ二〇～二五キロメートル以内であると結論づけ

た。また、「国」を構成する空間の質的な差異については、城内が「まつりごと」に参加できる人間（公と国人）の居住地であり、その中でも特に公宮のある空間は、「国」の支配権に関わる空間であるのに対し、城外の郊は、その「国」の神の力の及ぶ範囲ではあるが、同時に異界である外部との接点であり、城内の共同体からは「外」と意識されると述べている。例えば、『左伝』成公十八年では、大夫と対立して殺された君は城門外に埋葬され、襄公十年には大夫たちの批判の強い戴書を門外で焼いている。⁽¹²⁾ 齋藤氏はこれらの事例から、城内という共同体の空間と「竟」外という全くの外部との境界である「郊」は共同体内部から見れば、外部へと通じる空間ゆえに、内部の悪を外に放逐する場となると、「国」内と意識されながらも、「郊」が外部性を持つと説いている。

以上の先行研究には未だに見解が一致していない問題点はあるが、「国」範囲の広がりには郊を含めたとしても、郊が国都城外の地であるという認識は、漢代やそれ以降の註釈家から現代の研究者に至るまで一致するところである。『爾雅』「積地」にも、

邑外、之を郊と謂う。

とあり、郊を城壁に囲まれた共同体の外側と見なすことに問題はなさそうである。郊は生活空間の外側であり、さらに外部と「国（生活空間）」との境界領域といった認識がなされていたのである。

ii 放逐先

以上先行研究から、『左伝』や『国語』の記載を中心として「郊」の外部性を明らかにしたが、「大學在郊」の記載がある『礼記』において、「郊」はどのような地域として認識されているのだろうか。冒頭でも述べたように、「學」と関連する「郊」の用例には、「大學在郊」と矛盾すると思われる記事がいくつか存在する。例えば、王制篇には、地官の卿である司徒が賢人を登用し有徳を尊ぶことを示し、不肖者を選ぶことで悪人を退けることを示す手順が記されているが、その中で、郊は不肖者を退ける土地として描かれている。少し長いが引用する。

郷に命じて教えに帥わざる者を簡びて以て告げしむ。耆老皆な庠に朝し、元日に射を習うときは功を上

し、郷を習うときは齒を上にする。大司徒は国の俊士を帥て、事を執るに與る。変ぜざるときは、国の右郷に命じて、教えに帥わざる者を簡びて、之を左に移し、国の左郷に命じて、教えに帥わざる者を簡びて、之を右に移す。初めの礼の如くす。変ぜざるときは、之を郊に移す。初めの礼の如くす。変ぜざるときは、之を遂に移す。初めの礼の如くす。変ぜざるときは、之を遠方に屏げ、身を終るまで齒さず。郷に命じて秀士を論じて、之を司徒に上げしむ。選士と曰う。司徒は選士の秀でたる者を論じて、而して之を學に升ぐ。俊士と曰う。司徒に上げたる者は、郷に征せず。學に上げたる者は、司徒に征せず。造士と曰う。

この記述は學における教育内容や、郷の教育機関(庠)等に及んでいて、注目すべき内容ではあるが、ここでは、「郊」と「學」との関係を考えていきたい。

教えに従わない者を「郷」から「郊」・「遂」そして「遠方」に退け、またその逆選ばれし秀でたる者には、郷や司徒の賦役を免除し、「選士」と称し、その中からさらに選ばれた「俊士」には「學」へ入学させると記さ

れている。ここでも「郊」は「郷」という生活圏から最初に放逐される先、つまり外側として描かれている。さらに、終生相手にされない「遠方」の地との境界領域でもある。この記事からも、「郊」は生活空間の外側(城壁の外)と考えるのが自然で、『左伝』や『国語』の認識と大きく変わるところはない。

さて、この「俊士」が学ぶ「學」とは「大學」なのであろうか。ならば、郊に置かれたのであろうかという疑問が生じてくる。鄭玄は「俊士」に「礼を習わしむ可き者なり。大學に学ぶ」と注をつけているが、不肖の者を退ける先とされている郊に、登用される賢人の教育機関があるとは考えがたい。むしろ不肖の者を「郊」から「遠方」へと、どんどん遠ざけていくならば、賢人はその逆の行程、つまり郷から国都へと推挙されると思われるのが自然である。冒頭に述べたように、官吏養成の最高学府であるならば、大學の設置場所は、郊よりも「国内」が相応しいように思われるのである。また、文王世子篇に、

凡そ郊に語るときは、必ず賢を取り才を斂む。或いは徳を以て進め、或いは事を以て挙げ、或いは言を

以て揚ぐ。曲芸は皆な之を誓ましめ、以て又語るを待つ。三にして一有るときは、乃ち其の等より進むるに、其の序を以てす。之を郊人と謂い、之を遠ざく。成均に於ては、以て爵を上尊に取るに及ぼす。

とある。この「郊」に鄭玄は「郊學」と注をつけているが、郊にある學「郊學」を「大學」と解釈しているわけではない。前述の王制篇では、注に従えば、大學で学ぶ者を「俊士」と呼び、「礼」を習う者とされているが、ここで「郊人」と呼ばれる人々は「曲芸」を修習した者で、遠ざけられる階層である。鄭玄は「之を遠ざくる者は、俊選と曰はず、郊人と曰ふ。技芸を賤しむ」と注をつけ、「礼」と比べて「技芸」を修習した「郊人」を低い階層として扱っている。「曲芸」にも「小技能を為うなり」と最高学府とは考えられない認識を示している。「郊」は放逐される先であり、中央（生活空間）からは遠い、数段卑しい土地として描かれている。

「大學在郊」の一節を含む『礼記』であるが、ここで「郊」もやはり外部性を保持しており、大學の設置場所として相応しい積極的な理由を見出すことは出来ない。『礼記』は古代の礼制の寄せ集めであり、また理想化

された叙述で構成されている部分も少なくないため、各所で齟齬が生じているのは注意しなければならない点であるが、『礼記』においても「郊」が城壁の外側、生活空間外として描かれていることは間違いないであろう。では、なぜそのような領域に大學を設置するという記述がなされたのであろうか。都市国家の形態をとつていた春秋時代においても、領域国家へ移行した戦国時代以降も、中国の都市は伝統的に城郭都市であり、郊がその城郭の外側の地域として認識されていたことに疑いの余地はない。齋藤氏の研究は春秋時代の「国」の範囲を対象としているが、郊が城内の共同体からは「外」として捉えられていたことは『礼記』においても共通である。しかし、教育の目的が官吏養成であるならば、あえて大學をそのような外部空間に設置する必要性は見出せない。

古代中国において、大學を共同体の外側である郊に設置すること、また国都城外の郊で子弟への教育がなされていることは、大學が官吏養成以外の機能を帯びていたことを示しているのではないだろうか。

三、「學」(教育機関) について

i 教科内容と就学年齢(小學と大學の違い)

次に大學を始めとする古代の学校について考察していく。まず、「大學」・「小學」の違いであるが、それはその就学年齢に認められる。『大戴礼記』保傅篇には次のようにある。

太子少しく長じて妃色を知るに及んでは、則ち小學に入る。小なる者の学ぶ所の宮なり。

古は年八歳にして出でて外舎に就き、小芸を学び、小節を履む。束髮して大學に就き、大芸を学び、大節を履む。

束髮とは十五歳を指す。「小學」「大學」への入学は、年齢によって決められていた。『漢書』芸文志や食貨志にも同様の記事⁽¹³⁾があり、八歳で家を出て外の師に就き小學に入り、書計を学び、十五歳になると大學に入るという。「小學」「大學」と年齢との対応関係については、ま

ず疑いの余地はないであろう。年齢と教科内容について『礼記』内則篇には、

十年にして、出でて外傅に就き、外に居宿し、書計を学ぶ。衣は帛の襦袴せず。礼は初めに帥う。朝夕に幼儀を学び、簡諒を請肄す。十有三年にして、樂を学び詩を誦し勺を舞う。成童にして、象を舞い射御を学ぶ。二十にして冠し、初めて礼を学ぶ。

とある。「成童」とは十五歳のことであり、先に確認した就学年齢との対応関係から、「小學」では読み書き(書)や算術(計)、幼少の者が年長者に奉事する儀礼(幼儀)を学び、「大學」では舞や射・御を中心とする儀礼の具体的実践を学んでいたとわかる。この中の「射」⁽¹⁴⁾は、地方の学校(郷学)と考えられる「庠」でも行われている。『礼記』王制篇には、

郷に命じて教えに帥わざる者を簡びて以て告げしむ。耆老皆な庠に朝し、元日に射を習うときは功を上にし、郷を習うときは齒を上にする。

とある。耆老とは退官して郷地に住む致仕者や、徳のある長老を指す。「郷を習ふ」とは、飲酒して老人を養うことをいう。郷学においてその地域の長老から射礼と郷飲酒礼を学ぶのである。射礼と養老飲酒礼は関係が深く、『礼記』射義篇に、

古者は諸侯の射や、必ず先ず燕礼を行い、卿・大夫・士の射や、必ず先ず郷飲酒の礼を行う。故に燕礼は、君臣の義を明らかにする所以なり。郷飲酒の礼は、長幼の序を明らかにする所以なり。

とあり、飲酒の礼を行つて後、射礼を始めることを述べている。射義篇は主に、古の天子が射礼を行い、諸侯以下下の徳行ある者を選んだことを伝えている。しかし、射礼の意義については、有徳の賢者の選定・推挙以外にまだ考ふる余地があるだろう。

他方国学では、『礼記』文王世子篇に、

天子學を視るときは、大昕に鼓して徵す。…中略…
始めて養に之くや、東序に適きて、先老に釋奠し、
遂に三老・五更・群老の席位を設く。饌に適きて醴

と老を養うの珍具とを省、遂に咏を發す。退きて之を脩むるに孝老を以てするなり。…中略…父子・君臣・長幼の道を言いて、德音の致に合わす。…

とあり、天子も學において三老・五更・群老に酒食を供し、醴酒を酌みあう養老飲酒の礼を行つてゐる。他にも王制篇に「郷を習うときは齒を上にする」、文王世子篇に「父子・君臣・長幼の道を言いて、德音の致に合わす」等の記述があり、郷飲酒礼、養老飲酒の礼ともに年齢や君臣の秩序を重んじる礼であるとわかる。楊寛氏は、本来郷飲酒はただ長老を敬うだけの儀式ではなく、政治機構の中で一定の地位を占める元老會議の性質も具えており、天子や諸侯、卿大夫の行う饗礼もこの郷飲酒が高級化したものであると、郷飲酒と養老飲酒の関連性に触れている¹⁵⁾。また、文王世子篇では、

凡そ祭と養老乞言、合語の礼と、皆な小楽正之を東序に詔う。大楽正は干戚を舞うこと、語説、命乞言のことを學う。

と、東序で太子と大学生に祭と養老乞言・合語の儀礼を

教え、祭祀で舞う干戚の舞を教えている。この教育にあたっては小楽正・大楽正という楽官の長である。この「東序」は、鄭玄・孫希旦ともに「大學」と解釈している教育機関である。⁽¹⁶⁾鄭注によると、養老乞言・合語の礼とは前者が老人の賢者を招待して訓話を願うこと、後者が郷射・郷飲酒・大射・燕射などの宴会で酒杯をやり取りしながら、先王の法について、意味を討議することである。大學が、養老飲酒礼など儀礼を行う場であり、また、氏族に伝わる先君故事の口承やこれらの儀礼を教授する場でもあることがこの記事からも読み取れる。

つまり、大學における教育内容とは、このような「礼」である。しかし、それは後の儒家が説く徳目の教育ではない。加藤常賢氏は中国思想の淵源たる「礼」の根本概念を、原始民族に存在する「タブー・マナー」と位置づけている。⁽¹⁸⁾禁止されたものへの接触に伴う手続きが儀礼であり、これが「礼の起源」であるとされる。この「礼」の教育、儀礼の具体的実践の習得を経て、少年たちは初めて集団の一員となれるのである。

文献史料のみならず、西周の康王の二十三年に王が南公に与えた策命を記した金文の『大盂鼎』には王自ら、「余我が小學につく」とあり、また西周後期の金文であ

る『師釐敦』にも「先王の小學」と言及されている。⁽¹⁹⁾『礼記』の「小學」と金文の「小學」が同一のものであるとの即断は危険であるが、「小」學とされる以上、対立概念として大學もしくは學(宮)の存在があったのではないだろうか。実際穆王時代の金文と推定される西周中期の静殷には、

佳れ六月初吉、王、荃京に在り。丁卯、王、靜に命じて、射を學宮に司らしむ。小子と服と小臣と夷僕と、射を學ふ。寧に八月初吉庚寅、王、呉垂・呂𠄎を以て、豳蓋の師邦君と啣し、大池に射る。靜、學へて釋ること無し。

と、王が靜に荃京にある「學宮」にて射の教授を行うことを命じ、また王自ら大池で射を行っている。射を習う場であることから、この「學宮」は大學、もしくは小學の比較語に相当する教育機関と見ることが出来るよう。また、西周初期の麦尊には、

王の荃京に格りて彫祀したまふに迨ふ。霽若に翌日、辟雍に在り。王、舟に乗りて、大豊を爲したまふ。

王射て、大いに葬禽す。⁽²⁰⁾

という銘文がある。「學宮」「辟雍」ともに荃京に設置された点、どちらも射礼を行つてゐることを合わせて考えると、この「學宮」は大學に類するものと見るのが妥当であろう。西周金文から、当時の大學（學宮）や小學について、その詳細までは明らかにすることは不可能であるが、射や「辟雍」と「學」との密接な関係は『礼記』などの文献史料の記事内容に通ずるものである。

ii 辟雍・頓宮との関係

『詩経』の魯頌泮水の鄭箋によると、辟雍は周囲に壁のように水を巡らせた形状、諸侯の頓宮は辟雍がドーナツ状の円形であるのに対し、ドーナツを半分にしたような形で、その南半分の周囲に水を湛えていたらしい。⁽²¹⁾

辟雍は既に、先に引用した西周金文にも登場し、当時、射礼を挙行する祀りと関係深い施設であつたことが確認できる。文献史料では『詩経』大雅文王の什の靈台篇に初めてその名が見える。

靈台經始 靈台を始め作さむと

「大學在郊」考

經之營之	庶民攻之	不日成之	經始勿亟	庶民來子	王在靈囿	應鹿攸伏	應鹿濯濯	白鳥騫騫	王在靈沼	於物靈躍	虞業維樅	賁鼓維鏞	於論鼓鐘	於樂辟靡	於論鼓鐘	於樂辟靡
地を經り標立つれば	庶民のつどい築きて	日ならずして疾く成りぬ	急ぐことなかれといえど	民は子の如くつどい來ぬ	王靈囿にまませば	牝鹿ども息い伏したり	牝鹿は肥えてつややかに	白鷺は白くかがやく	王靈沼にまませば	おお魚が満ちて跳ね躍る	虞業に樅の飾りあり	大鼓に大鐘や	おお並べたる鐘太鼓	おお並べたる鐘太鼓	おお並べたる鐘太鼓	おお樂し水辺の宮

鼉鼓逢逢

みずちの太鼓音もとどろ

矇眊奏公

いま楽人のわざを奏する⁽²²⁾

白川静氏は靈囿・靈沼ともに辟雍内にあつたとされ、この靈台も辟雍中の一施設で、神靈を向かえるところと解釈されている。⁽²³⁾ 他方、橋本増吉氏はこの『詩』靈台篇の辟雍は大學とは別個のもので、辟雍は靈台付属の樂堂であると『詩経』における辟雍と大學の関連を否定している。⁽²⁴⁾ しかし、前節で見た『礼記』文王世子篇で樂官の長が大學で養老乞言・合語の礼や祭祀での舞を教授していたことを考えると、「楽」もまた祭祀における重要な儀礼であり、それは大學において実践を積むべきものであつた。また、射についても詩編中では直接触れられていないが、『呂氏春秋』慎小篇に、

鴻、囿に集う。虞人以て告げ、公は囿に如きて鴻を射る。

という記載があり、「囿」に集まる「鴻」が君主にとって射礼の対象であることを示唆している。⁽²⁵⁾ 辟雍には靈囿や靈沼があり、そこには鹿や魚が放ち飼われていること

から、射が行われていた可能性は高いだろう。靈沼の存在は、辟雍がドーナツ状に水を湛えたと考えられていたこと、金文麦尊銘の辟雍では王が舟に乗っていることとも合致するものである。以上の理由から『詩』中の辟雍は、前節に確認した大學や、金文中の辟雍と性質を同じくするものと考えられる。

『詩経』に見える辟雍には教育機関的色彩は見られないが、麦尊銘に見える「莽京辟雍」との共通点は大変多い。どちらの辟雍も水際の地であり、そこでは射が行われている。また、静殷に見える「學宮」では射の教授がなされている。この「學宮」と辟雍はどちらも莽京におかれ、ともに射を行う場である。

赤塚忠氏は、辟雍は負山臨水の莽京で祈念の祭りをを行う祭宮であり、また、諸靈神が降臨する郊外の聖地であると見なしている。⁽²⁶⁾ 伊藤清司氏もまた辟雍を「周朝の人々の祖先神を含むもろの神に対する信仰の集約・凝集されて出来上がった聖域」と解釈している。⁽²⁷⁾

聖地辟雍が大學とされるに至った理由について、赤塚氏は「祭典は、古代には主要な政務であり、礼樂の典型であり、祭礼には饗宴が伴っており、射礼が行われることもあり、またそのために青年を集めて一定期間訓練す

ることもあった」と述べ、そこから大學や射宮という異説が生じたとされる⁽²⁸⁾。この見解は概ね正鵠を射ているのではないか。祭政一致の古代の為政者にとって、祭祀手前は習得しておかねばならない礼の最たるものであった。祭祀の場で行われる様々な儀礼に通じていることが、その氏族の構成員とみなされるための条件であったのだらう。辟雍は実際の祭祀を通じて礼の具体的実践を学ぶ場でもあったと考えられる。そこから「學宮」、特に射礼や養老飲酒礼等実地訓練を行う「大學」という認識がなされるようになったのではなからうか。

次に「頓宮」について考えていく。『詩経』の魯頌は魯の僖公を讃える四篇からなる頌であるが、その中の一篇、泮水篇をあげる。

思楽泮水　　楽しやな泮水
薄采其芹　　いざそのせりを摘まむ
魯侯戾止　　魯侯来ませり
言觀其旂　　旗こそ見ゆれ
……………
思楽泮水　　楽しやな泮水
薄采其藻　　いざその藻采らむ

魯侯戾止　　魯侯来ませり
其馬蹻蹻　　馬こそいさめ
……………
思楽泮水　　楽しやな泮水
薄采其茆　　いざその茆采らむ
魯侯戾止　　魯侯来ませり泮水の
在泮飲酒　　宮居に酒をくみたもう
既飲旨酒　　かくて酌みます旨酒に
永錫難老　　永き寿を錫いなむ
順彼長道　　道の遠きに順いて
屈此群醜　　この醜ども収めます
……………
明明魯侯　　勉め勉むる魯の侯が
克明其德　　克くその徳をかがやかし
既作泮宮　　泮の宮を作りまし
淮夷攸服　　淮の夷も服したり
矯矯虎臣　　武きもののふ泮宮に
在泮猷馘　　敵のきり耳たてまつる
淑問如皋陶　　皋陶のごとき賢臣の
在泮獻囚　　泮に囚をたてまつる
……………

この詩は魯の君が、泮宮を作り、淮夷も帰服したことを祝する歌である。頓宮でも養老飲酒の礼が行われていたことが、詩篇中の「既に旨酒を飲む、永く古い難きを錫らん」から読み取れる。また、「泮に在りて馘を献ず」「泮に在りて囚を献る」「泮に在りて功を献ず」と戦陣を讃える箇所があるが、この儀礼もまた「學」においてなされているものである。『礼記』王制篇では、天子が出征する場合の礼について次のように述べている。

天子將に出征せんとするときは、上帝に類し、社に宜し、禰に造し、征する所の地に禡し、命を祖に受け、成を學に受く。出征して有罪を執えて反るときは、學に積奠して、訊馘を以て告ぐ。

學において軍謀を定め、帰還後は學において積奠の祭を行い、捕虜の数を報告する。「馘」は敵を殺した証拠に左耳を切り取ること、またその切り取った耳のことである。また、「積奠」とは鄭注に「積采・奠幣して、先師を礼うなり。」とあり、この点も泮水篇中にて芹や藻・ぬなわ(じゅんさい)を摘んでいることと通じる⁽²⁹⁾。

魯の郊、泮水に置かれた頓宮にも辟雍同様、學(大學)の別称とされるだけの共通点を見ることが出来る。

赤塚氏は「天子の辟雍に対応するものが諸侯の頓宮であることは、諸伝承の一致するところである」と辟雍と頓宮を同質の祭宮とみなし、そこから頓宮も辟雍と同様に、祭典のために一定期間青年を集めて訓練することから、大學との異説が生じたとする⁽³⁰⁾。また、小南一郎氏は「學」が教育の場所だけに止まらず、国家の軍事と祭祀体系の中で重要な位置を占めていたと述べている⁽³¹⁾。

そもそも純粋な祭宮であった辟雍・頓宮が『礼記』において大學の別称とされたのには、そこが祭祀の場であったと同時に、礼の実践的訓練を積む場であり、青年たちに対する教育の場であったことが挙げられよう。

城内の小學で書計や幼儀など一定の礼を修めた士族の子弟たちが、十五歳になると実際の祭祀を通じて儀礼の具体的実践を学ぶために郊にある辟雍・頓宮に赴く。金文に見える「學宮」が即ち辟雍であるのか、あるいは辟雍の側に「學宮」が置かれ、そこから辟雍の祭祀に参加したのか、その詳細は明らかではないが、両者がその性質は勿論のこと、距離的にも密接な関係にあったことは確かである。負山臨水の聖地である辟雍・頓宮は城外

(郊) に存在した可能性が高く、靈台篇の「靈園」なども城内にあったとは考え難い。また、一九五六年から五七年にかけて、西安市西郊で発掘された漢代の礼制建築趾の遺構は、その構造から明堂辟雍の遺址と考えられる⁽³²⁾。その位置は漢の長安城の南郊にあたり、時代は下がるが、古制の反映とも考えられよう。大學の原始的形態が辟雍・頓宮に認められるならば、儀礼や祭祀が通じるのも当然であり、それぞれが大學の別称とされたことも不思議ではない。郊にある辟雍との関係から、「大學在郊」の記事が、儒家の理想の投影ではなく、古代の教育機関の設置位置を伝えていることは、既に明白である。

四．大學が郊に設置された理由

i 教育機関の役割

前章までで確認してきたことをまとめると、学校に庶民を対象とするものではなく、士以上の階級に属する為政者の子弟がその対象であった。小學は八歳から十五歳頃の子弟たちが書計を中心に学ぶ場であり、国都城内にあったと考えられる。八歳になると家を出て、国都城内の小學で、師に就いて学ぶ。大學は、十五歳から二十歳

頃の子弟たちが、「礼」を学ぶ場であった。「礼」とは元来、生活上のマナーや祭祀の手順及び儀礼、タブーなどの社会的制約の実践方法であり、各場面における成人としての立ち居振る舞いを習得することが、社会の一構成員となるには必要なことであった⁽³³⁾。

祭政一致の古代社会において、為政者にとって最も重要な「礼」は祭祀儀礼であり、その実践を積む場として、郊にある辟雍・頓宮があてられた。『礼記』に「學」における祭祀の記述が多いのも、祭宮である辟雍・頓宮との関係を考えれば、至極当然のことである。

公卿大夫の子弟たちは生まれ育った城内を離れ、郊にある大學で一定期間礼を学び、それらを習得して初めて一人前とみなされるのである。

ii 教育内容・祭祀儀礼と郊

では、なぜ大學が郊に置かれたのであろうか。

このような「礼」を学ぶ大學が、強い外部性を保持する郊に設置された理由として、まず挙げられることは、辟雍や頓宮が負山臨水の郊に置かれたことであろう。大學の原始形態が官吏養成の最高学府ではなく、むしろ祭典の場という色彩が強いこともしばしば確認してきたと

ころであり、祭典の場であったがゆえに、聖地である郊に置かれたと考えることも可能である。しかし、祭祀は辟雍・頓宮以外でも挙行されており、祖先を祭る宗廟の祭祀など、国や各氏族にとって重要な祭祀は他にも存在した。国都城内にも祭典の場はあったであろうに、なにゆえわざわざ城外の、生活空間外の地に赴くのか。祭典の場であったから、郊に置かれたというのは、国都城内の祭典の場について説明がつかず、祭祀のみならず教育機関の役割も担う大學が郊に置かれた理由としては、不十分である。

多賀秋五郎氏は学校の原始形態を甲骨文にまで遡り、そこに部族社会のセンター的意義を見出す⁽³⁴⁾。それが殷代に軍事中心の教育の専門機関として発達し、學には常時防衛のため堀や垣根が張り巡らされ、その堀が天子の場合辟雍、諸侯の場合頓宮であった。大學を都城防衛の第一線にあてたから、都城の外の丘の上においたと解釈する。

また三條彰久氏は多賀氏同様、古代王朝において軍事は国家にとって最も重要なものであり、学校に於ける教育も射の訓練などが中心に行われていたことが推測出来るとした上で、「辟」から「師」の連関・転化を示唆し

つつ、「辟雍」はその原義において「師雍」に通じ、師系の官の司る學宮であったとする⁽³⁵⁾。殷周交替の際、殷の遺民が西周王朝の支配構造のある部分に残留し、殷の師長や辟が學宮を司る役職に就いたという可能性を指摘し、殷人である彼らはある程度の自由は認められたが、また監視される対象でもあり、辟雍の構造はこのような経緯から建てられた隔室のようなもので、それは国中（京師の内部）ではなく、当然郊に置かれるべきであったと説を展開する。

古代王朝における軍事の重要性は、『左伝』成公十三年の「国の大事は祀と戎とに在り」を引くまでもなく明らかである。『詩経』泂水や『礼記』王制篇に、頓宮や學に戦の報告をし捕虜を献ずる記載があることから、古代の学校の軍事的性格は否めない。ただ、射の意義を考えても、そこは軍事だけでなく、もう一つの「国の大事」である祭祀の側面も併せ持つものである。

両氏の説は「大學在郊」の理由として、おおいに考えられ得るが、その後教育内容も変遷を遂げ⁽³⁶⁾、その師たる人物も変わってくるであろうに、『礼記』においてもまだ「大學在郊」と記されたことについて説明するには普遍性に欠けると思われる。

大學の教育内容は「礼」の具体的実践（射・御・舞・誦・養老飲酒）であり、それは生活上の作法でもあり、為政者にとっては習得しなければならぬ政治儀礼でもある。少年たちは、実際の祭祀の中で実践を積んでいきながら、それらを学んでいったのであろう。辟雍や大學における射礼の目的は軍事訓練だけでなく、祭祀のための供物を捕らえることでもある。射礼と祭祀との関係は、伊藤清司氏の指摘するところでもあり、また、小南一郎氏は射礼や飲酒の礼が行われる場には神の臨席が想定され、飲酒は神との共食、射礼はその結果を通じて神の意志を確かめる意味合いがあったとされる⁽³⁸⁾。

射礼全般のルーツとしては、軍事訓練の田獵説を否定しないが、学校と関係の深い射礼は祭祀との結びつきからも、宗教的な意味合いが強いものと考えられる。しかし、大學の軍事訓練の性格も否定しがたい。軍事目的の射や御の訓練も、供物の狩獵も、また靈囿での射も皆、都城内より城外の地である郊に相応しい訓練・行事・儀礼である。「大學在郊」を考える上で、このことを教育内容および祭祀儀礼からのアプローチとして、ひとまず挙げておく。

iii 通過儀礼

本章の第一節で、大學での教育内容は「礼」であり、その「礼」は軍事・祭祀面に留まらず、生活上のマナーにまで及ぶことを確認した。それらのマナーは成人としては必ず習得しておかねばならないものであった。つまり、「礼」の教育を受けることが、成人として、集団の一構成員と認められるための必須の条件なのである。そのため少年たちは一度、生まれ育ったコミュニティを離れ、生活空間外の郊にある大學に赴き、「礼」を習得しなければならなかった。大學で学ぶ年齢について『礼記』学記篇に、

大學の法、未だ発せざるに禁ずるを之れ豫と謂い、其の可に当たるを之れ時と謂い……

とある。鄭注は「未だ発せずとは、情欲未だ生ぜざるなり。年十五の時を謂う。」として、教学を成功させるのに相応しい年齢があると論じている。思春期にある少年たちを生活空間から隔離し、郊において一定期間「礼」を学ばせる。そして「礼」の習得後、『礼記』内則篇に

従えば「二十歳にして冠す」るのである。これは大學において社会的マナー、祭祀儀礼・政治儀礼を身に付けたもの（年齢）に認められた成人式である。

「成丁礼は原始時代から族内の男女両性禁忌の礼俗が存在したことによって必要とされた」と説く何新氏は、学校が郊に置かれた理由も両性禁忌から解釈する。⁽⁴⁰⁾ 何新氏は古代の学宮制度の重要な点は、事実上同姓を集める宿舍制度であり、男女の隔絶を打ち立てるものであることの二点とする。辟雍は「別宮」あるいは「避宮」であり、異性接触を防ぎ避けるための、原始の社会や民族に見られる「男性宿舍」と位置づけられる。それゆえ城外の郊に設けられ、四周に水を巡らせ、外界から隔絶するようになっていると説く。

白川氏もまた、「學」を中国の古代社会において、一定の年齢層のものが集団として社会に加入するための儀礼を実習するメンズハウスと考えている。⁽⁴¹⁾ メンズハウスの若者たちに、氏族の伝統としてその氏族の持つ説話や詩を語り教えることが、氏族の長老たる師の仕事であったと説く。⁽⁴²⁾ これは養老乞言合語の礼の解釈にも繋がる指摘であり、古代中国の教育機関が持つ習俗的側面の理解を助けるものである。

これらの見解は歴史学の枠に留まらず、文化人類学的に古代社会を考察するものである。「大學在郊」は儒家的解釈が困難であり、より原始的な習俗的な事柄を伝える記事と考えられる。何新氏の説かれる異性接触を防ぐための隔絶も興味深い見解ではあるが、筆者は、子弟教育と通過儀礼の關係から「大學在郊」の解明を試みたい。

通過儀礼とは、誕生・成人・結婚・死など人生の節目の通過に際して行われる人生儀礼であるが、この概念の創始者ともいえるファン・ヘネツプ氏によると、この儀礼は大きく分離・過渡・統合という三つの段階に分けられる。通過儀礼の完全な図式には理論的に境界前（分離）、境界上（過渡）、境界後（統合）の儀礼を含んでいるが、これら各段階の儀礼は同じ程度で発達するものではなく、加入礼などでは特に過渡儀礼が重要な役割を占める。⁽⁴³⁾ 成人式は加入礼の一種であるが、ファン・ヘネツプ氏のいう通過儀礼のうちで最も典型的なものと言われ、次の三つの主要な部分から構成される。⁽⁴⁴⁾

- ① 古い状態から受礼者を分離し隔離する。
- ② 隔離中には種々のタブーや死と再生の象徴儀礼が行われ、同時に祖先や年長者に対する尊敬と服従、さらに成人としての知識が伝授される。主に部族の神話・慣

習・法や性的なことがらが中心である。

③式の完了で正規成員としてもとの社会に復帰する。

この成人式の図式は、主にアフリカやミクロネシアをフィールドとした民族の調査から描かれたものであるが、同様の図式は次に挙げる東アジアの四つの事例にも認められる。

〈事例一〉古代韓族・「少年有築室」⁽⁴⁵⁾

『後漢書』東夷伝三韓では、韓族の社会生活に関連する習俗について「少年に室を築く有り」とある。そしてこの室では少年たちが苦行を行っている。この「少年有築室」から、部族の修練所あるいは宿舎として、韓族の古代社会においても、彼らがいわゆる男子集会所（メンズハウス）あるいは若者集会舎を営んでいることが推測される。新羅の国家的躍進時代に盛行した特殊な戦士团的男子集会である花郎の習俗の源流はここに求められる。

〈事例二〉日本・若者宿⁽⁴⁶⁾

家族から村人（成人式）へとという大きな移行をともしう時には、当事者は若者宿に隔離されたうえで、宿親などの導きのもとに擬死再生のモチーフの一連の儀礼をへたうえて、新しい段階に入っていく。

〈事例三〉台湾東部プユマ族・少年、青年集会所⁽⁴⁷⁾

プユマ族の少年は十二歳ごろから少年集会所で寝泊り

するようになる。少年が上級生となって二、三年すると、青年集会所に入り、家族以外の人を親代わりとし、この関係は一生続く。青年集会所の最下級の期間に、村の様々な規則や長上への礼儀、客の接待、使者としての作法、まじないや古歌などを習得する。この期間を終え、進級すると下級の少年をしごく立場となり、特権を享受する。結婚すると集会所を去り妻のもとへムコ入りする。以後は村の行事には成年男子一般として参加する。

〈事例四〉台湾東海岸アミ族奇密社・男子階級組織⁽⁴⁸⁾

奇密社では三年ごとに入級式が行われ、十三、四歳前後の少年が一团となって編入されて一つの同輩組を結成する。十三、四歳から三十四、五歳までを一括して若者級（あるいは成年級）と称し、年齢によるグループを形成し、特定の社会的義務を負担させられるとともに、また権利も付与される。階級的呼称を持ち、それぞれ階級に付帯する職分が定められている。最低年級から四組までの者は主として未婚者で、夜は集会舎に宿泊するのを原則としている。入級式では、まず入級予定の少年たちは胴締めをしめ、司祭者の家の横側にある小舎に入れられ、そこで五日間の断食を行い、その期間は一切外に出

ることを許されない。六日目に断食は解かれ、その翌日に河原において同輩組編成式が挙行され、諸神への呪文、社の隆盛と穀物豊饒の祈願が行われる。続いて鹿狩りの型が行われ、夜は社の入り口から一町ほどの所にある祭殿用の集会所に宿泊する。集会所は会議所であり、祭場であり、見張所であり、また女性の入場を禁止した男子集会所（メンズハウス）である。

以上の事例はすべてが成人式のモデル通りではないものの、①分離、②過渡、③統合の図式を見ることができ、ここで再度古代中国の子弟教育を見直してみよう。

八歳頃に家を出て外の師に就き、城内の小學で書計・幼儀を学び、十五歳頃になると、共同体の外側である城外の郊にある大學にて、成人たるに相応しい礼を学ぶ。老人の賢者に酒食を勧めながら先王の故事を聞き、生活上のあらゆる場面での振る舞いやマナー、祭祀や政治上の儀礼を習得する。そして、漸く一人前と認められ冠礼を経て、もと居た社会の一成員として迎えられるのである。

白川氏の説にあるように、古代中国の学校、特に大學は原始社会に見られる男子集会所の役割を果たしている。入学年齢についても台湾の事例と大差はない。プエマ族

の集会所では村の様々な規則や長上への礼儀、客の接待、使者としての作法、まじないや古歌などが教授されるが、これは大學における養老乞言合語の礼を彷彿させるものである。また、男子集会所の主たる機能に見張所など軍事的活動が挙げられる点も、大學との共通点である。

以上の比較検討から、古代中国に次のようなモデルを描くことは可能であろう。

時間的境界にある思春期の少年が、自分たちの生活空間外であり、国外との境界領域である郊に赴き、①分離、そこで一定期間訓練を受け、②過渡、成人として、共同体の正規成員としてもとの社会に復帰する、③統合。つまり、大學が郊に置かれたのは、思春期の少年たちを一度共同体から分離し、隔離する先が大學であったからに他ならない。

おわりに

以上、なぜ「大學は郊に在り」なのか、との疑問から出発し、古代の学校が持つ習俗的な側面、通過儀礼に辿り着いた。

思春期の少年たちは、今まで暮らしてきた城内から外である「郊」に分離され、従来の生活空間から隔離され

た大學で、社会の一員となるべく教育を受ける。この大學と称される施設は原始社会に見られる男子集会所（メズハウス）と同質のものである。子どもから大人へという時間的境界にある少年たちを、それまでの生活の場から引き離すことは、子どもの状態からの断絶であり、次に大人へと統合されるには、境界上の儀礼である一定期間の隔離を経なければならなかった。この過渡期を経る場として、メズハウスたる大學は郊に設置される必要があったのである。「大學在郊」の記事は、中国の古代社会においても他の原始共同体と同様に、隔離をとまなう加入礼がなされていたことの名残であろう。

最後に、養老飲酒の礼について少し触れておきたい。加入礼の一環であるならば、大學でなされる養老飲酒礼の目的は、各氏族に伝わる儀礼や伝説の伝承と考えるのが自然であろう。大學に隔離された少年たちが、社会の一構成員になるべく長老から先祖代々各氏族に伝わる儀礼や伝説を酒席で伝え聞くのである。始祖の神話や勇ましき先王の故事は、時には詩や歌にあわせて語られる。それが『詩経』大雅文王の什の靈台篇や文王有声篇、また魯頌の泮水篇であったのかもしれない。

古の酒席に思いを馳せながら、ここに筆を擱く次第で

ある。

註

- (1) 平勢隆郎・尾形勇『中華文明の誕生』世界の歴史2、中央公論社、一九九八年、三三三頁。なお、儒教の国教化に関して、福井重雅氏が、武帝の五経博士設置や儒教の確立を董仲舒の献策によるとする定説が『史記』には存在しない点から、『漢書』の記述は前漢末期の儒家思想の盛行により後から付け加えられた伝承であると結論づけている（『儒教成立史上の二三の問題―五経博士の設置と董仲舒の実蹟に関する疑義―』『史学雑誌』七六編一号、一九六七年）。西嶋定生氏は儒家官僚の中央進出により儒家の礼制に従って国家祭祀が施行されるようになる王莽期に儒教が国教化されたと見ている（『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三年、五一―九二頁）。また、富谷至氏は「儒教の国教化」と「儒学の官学化」は視点を異にして論じなければならないとした上で、武帝期の経学の確立を以って「儒学の官学化」とすべきであるとす（『『儒教の国教化』と『儒学の官学化』』『東洋史研究』三七巻四号、一九七九年）。
- (2) 木村英一「『礼記』の大学篇について」『中国哲学の探究』創文社、一九八一年、二二〇頁。
- (3) 孫希旦『礼記集解』卷二二に引く盧植の説。
- (4) 木村前掲論文、二二七頁。
- (5) 前掲『中華文明の誕生』、二〇七頁。

- (6) 増淵龍夫「春秋時代の『国』と国人」『岩波講座世界歴史』4、岩波書店、一九七〇年、一四七頁。
- (7) 齋藤道子「春秋時代の『国』」『国』空間の性質とその範囲―『東海大学紀要 文学部』七二輯、一九九九年、七七頁。
- (8) 谷口満「春秋時代の都市―城・郭問題探討―」『東洋史研究』四六巻四号、一九八八年。
- (9) 堀敏一『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九六年、一七五頁の註十一。
- (10) 齋藤前掲論文。
- (11) 十八年、春、王の正月庚申、晋の欒書・中行偃、程滑をして厲公を弑せしめ、之を翼の東門の外に葬る(『春秋左氏伝』成公十八年)。
- (12) 子孔、国に当たり、載書を為り、位序を以て政辟を聴かしむ。大夫・諸司・門子順わず。將に之を誅せんとす。子産之を止め、之が為に書を焚かんと請う。子孔可かずして曰く、書を為りて以て国を定めんとす。衆怒りて之を焚かば、是れ衆政を為すなり。国亦難からずや、と。子産曰く、衆の怒りは犯し難し。欲を専らにするは成り難し。二難を合せて以て国を安んずるに如かず。子は欲する所を得、衆も亦安きを得ば、亦可ならずや。欲を専らにするは成ること無し。衆を犯さば禍を興さん。子必ず之に従へ、と。乃ち書を倉門の外に焚く。衆而る後に定まる(『春秋左氏伝』襄公十年)。
- (13) 古は八歳にして小學に入り。故に周官保氏国子を養い、六書を教うることを掌る(『漢書』芸文志)。八歳にして小學に入り、六甲五方書計の事を学ぶ、始めて室家長幼の節を知る。十五にして大學に入る、先聖の礼楽を学ぶ、而して朝廷君臣の礼を知る(『漢書』食貨志)。古者は年十五にして大學に入る所以は何と。おもえらく八歳毀齒にして、始めて識知有り、學に入りて、書計、七八十五、陰陽の備えを学ぶ。故に十五成童志明にして大學に入り、経籍を学ぶ(『白虎通』辟雍)。
- (14) 『礼記』学記篇に「古の教うる者は、家に塾有り、党に庠有り、術に序有り、国に學有り」とあり、この箇所鄭注は「党は郷に属し、遂は遠郊の外に在り」とある。国だけでなく、郷(地方)にも学校が存在していたらしい。国学と郷学の違いについては、国都に住む一握りの高位の為政者の国学と全国に散在した一般士族の郷学、と捉える木村英一氏の説(『孔子の晩年とその事業』『孔子と論語』創文社、一九七一年、一二九頁)が妥当と考える。
- (15) 楊寛『郷飲酒禮』與『饗禮』新探『古史新探』北京、中華書局、一九六五年、二八七―三〇六頁。
- (16) 夏后氏は国老を東序に養い(『礼記』王制)について、鄭玄は東序を國中王宮之東にある大學と、孫希旦は国の東にある国の大學と註をつけている(孫希旦『礼記集解』卷一四)。
- (17) 大學における養老飲酒の記事は他にもある。凡そ老を養うは、有虞氏は燕礼を以い、夏后氏は饗礼を以ひ、殷人は食礼を以い、周人は脩めて之を兼ね用う。五十は郷に養い、六十は国に養い、七十は學に養う。諸

侯に達す（『礼記』王制）。三老五更を大學に食う（『礼記』樂記）。

(18) 加藤常賢 同編『尚書・春秋左氏伝・論語・孟子・中庸・大学・荀子・老子・莊子・考經』の叙説（『中国教育寶典』上）玉川大学出版部、一九七一年、一四一―二五頁。

(19) 貝塚茂樹「論語の成立」『貝塚茂樹著作集』五、中央公論社、一九七七年、二八四―二八五頁。

(20) 金文の読み下し及びその解釈は、白川静「小臣考」―殷代奴隸制・社会説の一問題―『甲骨文と殷史』（『白川静著作集』第四卷、平凡社、二〇〇〇年）に拠った。

(21) 『詩經』魯頌泂水、鄭箋「辟雍とは土を築きて水の外を離す。圓くして壁の如し。四方より来り觀る者は均しきなり。泂は半なるを言う。半水は、蓋し東西の門以南には水を通じ、北には無き也。天子諸侯の宮は制を異にす。形、然るに因る」。

(22) 『詩經』の訳及び解釈は、目加田誠『詩經・楚辭』（『中国古典文学大系』第十五卷、平凡社、一九六九年）に拠った。

(23) 白川静『詩經雅頌』平凡社、一九九八年、五七頁。

(24) 橋本増吉「靈臺考」『史学』一三卷四号、一九三四年。

(25) 桐本東太「中原逐鹿考」『東洋文化』七六号、一九九六年、九九頁。

(26) 赤塚忠「辟雍について」『中国古代文化史』（『赤塚忠著作集』第一卷）研文社、一九八八年、五一五―五一六頁。同「魯頌の構成について」『詩經研究』（『赤塚忠著作

集』第五卷）研文社、一九八六年、三五九頁。

(27) 伊藤清司「古代中国の射礼」『民族学研究』一三三卷三号、一九五九年、一九〇頁。

(28) 赤塚前掲「魯頌の構成について」三五九頁。

(29) 「積奠」に関しては、『礼記』文王世子にも「始めて學を立つるときは、既に器に興り幣を用う。然る後に積菜す」とあり、ここでも學の祭祀に草摘みを行っている。おそらく先師を祀る供物のための草摘みであろう。

(30) 赤塚前掲「魯頌の構成について」三五八頁。

(31) 小南一郎「射の儀礼化を巡って―その二つの段階―」『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所、一九九五年、六三頁。

(32) 西嶋定生『秦漢帝国』講談社、一九九七年、三六〇頁。

(33) 例えば、『左伝』昭公十六年には、鄭国で晋の使節を饗応する際に、鄭の孔張が遅刻し、その上自分の立つ場所を間違え、客人の失笑を買ったという記載がある（三月、晋の韓起、鄭に聘す。鄭伯之を享す。子産戒めて曰く、「苟くも朝に位有らば、共恪せざることを有る無かれ、」と。孔張後れて至り、客の間に立つ。執政之を禦む。客の後に適く。又之を禦む。縣の間に適く。客従いて之を笑う。事畢る。富子諫めて曰く、「夫は大国の人、慎まざる可からざる也。幾たびか之に笑われて、我を陵がざらんや。我皆礼ありとも、夫猶お我を鄙しむ。国にして礼無くんば、何を以てか榮を求めん。孔張、位を失いしは、吾子の恥なり、」と。子産怒りて曰く、「命を發するの衷たらざる、令を出すの信ならざる、刑の頗類なる、獄の

放紛なる、会朝の敬せざる、使命の聴かれざる、陵を大
国に取り、民を罷らして功無く、罪及びて知らざるは、
僑の恥なり。孔張は、君に昆孫、子孔の後なり。執政の
嗣なり。嗣大夫と為り、命を承けて以て使いして、諸侯
に周し。国人の尊ぶ所、諸侯の知る所、朝に立ちて家に
祀る。国に禄有り、軍に賦有り、喪祭に職有り、服を受
け服を帰る。其の祭りに廟に在れば、已著位有り。位に
在ること数世、世其の業を守る。而るに其の所を忘る。
僑焉くんぞ之を恥づるを得ん。辟邪の人ありて、皆執政
に及べば、是れ先王、刑罰無きなり。子寧ろ他を以て我
を規せ、」と。

(34) 多賀秋五郎「古代中国における『盥』の成立と『學』
への展開」『古代アジア教育史研究』日本学術振興会、一
九七七年。

(35) 三條彰久「先秦辟雍小考—中国古代の学校の原像—」
『西と東と』前嶋信次先生追悼論文集、汲古書院、一九八
五年、三三九—三四一頁。

(36) 多賀氏は甲骨文字の「學」に「子」の字がなく、西周
金文で今の「學」の字になっているのは、殷代は軍事中
心であった教育内容が、周には「字」による文の教育が
行れ、文化中心へと転換していった結果であると指摘す
る(多賀前掲論文、四一頁)。

(37) 伊藤氏は、射礼が年占いとしての意味を帯びていると
指摘する(伊藤前掲論文)。

(38) 小南前掲論文、八七—八九頁。

(39) 楊寛氏は狩猟を通して民衆達に軍事訓練を施したのが、

射礼の起源であるとされる。的に動物の皮をそのまま利
用する「主皮の射」が、布製の的を用いる射礼より原始
的なものであり、的の中心部が「鵠」と呼ばれたことか
らも、射礼が、獸を射る狩猟に起源を持つと主張される
(楊寛「射禮」新探「前掲書、三三二—三三九頁」)。

(40) 何新「中国遠古神話与歴史新探」哈爾濱、黒龍江教育
出版社、一九八八年、一四九—一五五頁。なお本書は後
藤典夫氏による訳も出版されている(『神々の起源—中国
遠古神話と歴史』樹花舎、一九九八年)。

(41) 白川静『中国古代の民俗』講談社、一九九六年、二八
二—二八六頁。また、マルチン・クイストルプ氏は、男
子集会舎の最古の形式として辟雍・頓宮をとり上げ、そ
れが後に學と名づけられる施設になったと述べる
(Martin Quistorp: "Männergesellschaft und Altersklassen
im Alter China" (mit Exkursen über urzeitliche Arbeitsdif-
ferenzierung der Geschlechter und Mutterrecht bei den
Chinesen Jahrgang XVIII, erste Abt. : *Ostasiatische
Studien*, Berlin, 1915.)。)

(42) 白川静「釈師」『甲骨金文学論集』朋友書店、一九七
四年、一九八頁。

(43) Arnold. van. Gennep, *Les Rites de Passage, Étude sys-
tématique des ceremonies*, Paris: Émile Nourry, 1909 (綾
部恒雄・裕子訳『通過儀礼』弘文堂、一九七七年、八—
九頁)。

(44) 小口偉一・堀一郎監修『宗教学辞典』東京大学出版会、
一九七五年、「イニシエーション」の項、二八—二九頁。

- (45) 三品彰英『新羅花郎の研究』(『三品彰英論文集』第六卷)平凡社、一九七四年、二二一～二六頁。
- (46) 宮家準『宗教民俗学』東京大学出版会、一九八九年、一六〇頁。
- (47) 末成道男「成人式と一人前」綾部恒雄編著『新編人間の一生…文化人類学の視点』アカデミア出版会、一九八五年、一五八～一五九頁。
- (48) 三品前掲書、三七六～三八二頁。